

DODD-FRANK 金融改革法と 30年目の証券法開示責任制度の改革

——撤廃された格付機関の証券法§11専門家責任免除ルール⁽¹⁾（上）

大澤和人

はじめに

2010年7月21日に制定された Dodd-Frank ウォール・ストリート改革及び消費者保護法（以下「DF法」）は、証券化が引き起こした信用危機の原因された信用格付の利用に関して、抜本からの変革を目指した。議会は格付けの正確性を高めるために、信用格付機関に対する民事責任による追求を認める」とが必要との結論にいたつた。連邦 Securities and Exchange Commission（以下「SEC」）は、1982年以降、1933年証券法（以下「証券法」）のルール436(g)という規則により、証券発行登録届出書や目論見書に含まれる信用格付け記載に関する信用格付機関の開

示責任を特別な計らいで免除してきた。DF法§939G制定以前、ルール436(g)は格付機関の付与する信用格付けを、専門家により作成され署名され、証券法の定める証券登録文書あるいは発行目論見書の一部となる開示書面とみなすことから除外した。そのため発行者は信用格付機関による格付開示の同意を要しなかつた。同ルール撤廃により、登録文書の一部に信用格付利用に同意が必要となつた。DF法は免除ルールを撤廃し、会計士など専門家意見と同様に、格付機関に証券法§11の発行届出書面の開示責任に服さしめることにした。

30年の継続的成長で発展を遂げた米国及びグローバル化した信用市場の榮華の礎は、遡ってみれば、信用格付機関の証券法上の開示責任免除と悪意のない者の言論自由の保護による訴訟隔壁を高くすることで支えられてきた。議会の意思により、信用の礎となる土台を自ら打壊し、信用格付機関は名実共に証券法の責任が課されるゲートキーパーの仲間に加えられることとなつた。

なぜ責任免除制度は打壊されたのか。なぜ長年にわたり維持され、廃止されることになかつたのか。その責任免除についてのSECルール制定権の拠り所はどこに求められたか。信用格付に関するDF法の目的は、サブプライム・モーゲージ危機のひとつの大変な一因とされた証券化格付けの不備ある制度にメスを入れ、抜本改革することにあつた。DF法§939 : §939Aに込められた改革のゴールは、規制監督機関の市場警察ツールとしての格付け利用に制限をかけ、投資家の盲信的な信用格付け依存を減少させ、独自の信用分析を促そうとする。DF法は信用格付の質についての格付機関の責任を明らかにして、信用格付プロセスを改善して透明性をより高めるため、信用格付機関の利益相反の機会を減らし、コーポレート・ガバナンス指針を課して内部統制を強化するため、SEC監視及び法執行権限を拡張した。

以下は2012年1—2月に公表され、雑誌社の都合でその後掲載が中断された論考の続編であり、章立て番号は

公表されたノートにあわせて続き番号を使い、脚注番号は1からはじめている。

II. DF法の信用格付け制度改革の概要

証券法上の開示責任を論ずる前に、格付機関の経営と業務プロセスなど組織的運営に関する規制改革のポイントをまとめる。

1. 格付機関のガバナンス、内部統制、利益相反

DF法は、格付機関のガバナンスと利益相反防止のため、①信用格付方針や手順の違反を監視する内部統制の構築、②SECへの年次コンプライアンス報告の提出、③独立取締役の維持、④販売・勧誘の格付けへの影響の防止策、⑤元従業員との利益相反の評価手順の構築とSECへの報告、⑥アナリスト資格基準の適用⁽²⁾を求める、格付以外の業務制限を課して利益相反を防止するための規制制定権をSECに付与する。⁽³⁾ SECはそのための格付機関基準の定期的なコンプライアンス検査室を新設し、特定要件を満たさない場合には特定クラスの証券の格付機関登録の停止あるいは取消を許可される。⁽⁴⁾

2. 信用格付プロセスと格付審査情報の Due Diligence

DF法は、信用格付手続きや評価のプロセスの透明性を高め、格付の評価の考え方を公開するため、格付プロセスで検討される発行者情報やSECが施行規則を定めて要求する追加情報があればそれも含めて、格付機関に標準化さ

れた様式を使うことを求める。⁽⁶⁾ 格付機関各社間での比較を容易にするため、各機関には既存格付の正確性の度合いがわかるように定期的な開示が求められる。⁽⁷⁾

格付機関が格付決定で用いる情報について、発行者が証券法上の責任を負つて提供する重要な情報以外に広げる場合、格付機関は信頼のおける出所の情報に依拠することが求められる。⁽⁸⁾ DFF法は前者の発行者情報以外の情報が何を規制しようと意図しているかについて特定化していないが、正確性や重要情報不備がないことを信じて依拠するのであれば、注意義務として別個にDDを要求される。この点について、格付機関が証券のデフォルト発生確率モデル推定のためにベースとして、どのようにブール・パフォーマンス情報を利用してきたかの実務慣行及びそれがDDの対象となるかについては後述する。さらに発行者の重大な法違反に関する内部告発者や第三者からの情報について、規制監督機関への照会が求められる。⁽⁹⁾

3. 格付機関の証券法責任免除ルール436(g)の撤廃と言論事由の法理適用の展開

証券法ルール436(a)は、証券登録届出書あるいは日論見書に引用あるいは概説される専門家意見や報告の一部が含まれる場合に、届出書の付録として専門家の同意を登録することを発行者に求める。それに対して旧ルール436(g)は、証券法§7及び§11目的の範囲で、専門家の作成あるいは証明する届出文書の一部としてNRSROが付与する信用格付は含まれない⁽¹⁰⁾とし、436(a)の例外としてNRSROの同法§11責任を免除し、発行者には届出書や日論見書に格付が記載されるためのNRSROの同意取得が不要とされてきた。⁽¹¹⁾ NRSROは、重要事項に関する不実表示や不開示に関する§11責任について、特例ルールによって訴訟防衛壁が提供されてきた。⁽¹²⁾ 他方、DFF法制定前、ルール436(g)が免除格付機関をNRSROに限定していたことから、理論上それ以外の格付機関は同ルールの責任免除の適用を受けら

れなかつた。⁽¹⁴⁾

証券法にもとづく専門家の開示責任による賠償請求の訴が認められないゆえ、投資家はコモンロー上のネグリジエンスや虚偽表示 misrepresentation あるいは詐欺 (deceit) など州法に請求の根拠を求めて訴えていた。それに対しても格付機関は、格付けが憲法修正第1条の公益に従う言論の自由の保護を受ける意見であることを理由に抗弁し、現実の害意を証明できない限り、訴えを退けてきた。⁽¹⁵⁾ 例外を除き格付機関の圧倒的優勢は、サブプライムRMBS／CDO訴訟が始まる2007年後半まで続いた。証券法の格付機関の専門家指名からの除外は、格付けが修正第1条の保護の資格ある意見だとする伝統的な支配的見解と合致していた。こうしてNRSROは自らの格付意見について、投資家に対して注意義務責任すら問われない地位を制度上保証され、民間企業として利益を得る業務を邪魔されなかつた。

しかしそストラクチャード・ファイナンスが信用市場の大きなウエイトを占め、信用格付けの主役になりてくるにつれ、裁判所の間で事実認定は少しずつ変わつてゐていた。LaSalle Nat'l Bank v. Duff & Phelps Credit Rating 裁判所は、格付機関の高格付証券ストラクチャリングのための助言による自らの関与や私募証券購入者の幾人に接するなど近接ブリティティがあつたこと、また格付けがほんのわずかな購入者だけに発表されたことから公共の利益にはほど遠いことを理由に修正第1条抗弁を認めず、請求却下の請求を棄却した。⁽¹⁶⁾ サブプライム危機前、In re Fitch では、報酬を得て情報提供する業務はメディアにあたらない点、及びCDOのモデリングを巡つてストラクチャリングに関わることを示す広範な交信が証券プローカーとの間であつたとして、公共の利益とは異なつており、修正第1条の保護が認められなかつた。⁽¹⁷⁾ そうした例も幾つかみられたが、Compuware Corp. 控訴審判決の頃までは社債格付けを巡る審議が証明されない限り言論自由の裁判法理の勝者であり続けた。

2009年後半頃から突如として雲行きがあやしくなる。サブプライム問題の顛末として、CIVを虚偽表示について連邦地区裁判所で争われた *Abu Dhabi Commercial Bank et al. v. Morgan Stanley, Moody's, S&P, et al.*²¹ 従来とは異なる結論に市場を震撼させた。それにサブプライムではなく *In re Nat'l Century Fin. Enter.* にも敗れ、structured finance 取引の関与者に対する責任追及の流れが急激に変わった。特定の投資家だけの投資ニーズをカスタマイズして設計された証券化商品について、特定の投資家のみに販売され、広く公衆に売られない証券化商品にあれば、言論自由の原則は適用されないとの判決が出始め、重要先例として固まりつつある。²² Abu Dhabi 裁判の判事は、格付けが訴え不能な意見とする主張を退けた。付与した格付けが正確で事実の裏づけがあることを格付機関が本気であるいは理に適つて信じてはいなかつたとする訴答陳述を判事は尤もだとして、格付けが訴えうる虚偽表示と判決した。²³ そうした動向は *Callpers v. Moody's, S&P, Fitch* などの州地裁に広がり、発展をみせていく。それら裁判例が相次ぐ中、格付けの言論自由の問題についての学者の関心も盛り上がりつつある。

裁判法理は展開を見せてはいるが、依然言論自由の争いは解決がついておらず、不安定に置かれていた。そんななか、DF 法は公募の届出書の格付け付与が修正第 1 条で表向き保護される意見の発表ではなく、専門家意見とみなされ、立法解決に出た。DF 法はルール 436(g) を撤廃し、NRSRO 認定による訴訟免脱の差別をなくして両者と同様に扱い、格付機関が発行登録文書や目論見書に格付記載を含めることに同意させ、会計士と同様に専門家責任を負わせるとした。DF 法 § 939G のルール 436(g) 撤廃条項 (Title XI) は、DF 法制定と同時に施行された。格付機関はそれにより單独あるいは共同被告として訴訟による追及を免れることができなくなる。格付機関には証券法 § 11 請求の抗弁事由として、届出書が効力を生じた時点の記載格付に係り、重要な事実の表明として真実であり、不作為がなく、誤認を生じさせる情報がないことを（調査した上で）信ずる合理的根拠があつたことと立証する」とが求められる

められる。これは証明積極的抗弁となる。格付けに限定された責任であれば（損害の発生に他の原因がない限り）、他の当事者に責めを負わせることはできないので、消極的抗弁を用いようとしても試みは失敗に終わるだろう。

従来、投資家が訴によりNRSROに証券法上の賠償責任を求めようとすると、証券販売に共謀があつたとして証券法§11目的の証券引受業者としての扱いを主張しても、原告の請求は格付け及び格付機関が同条に厳格に定められた当事者の範囲にはないのが明らかなため、失敗に終わってきた。⁽²³⁾ 他方コモンローを請求理由とする訴えでは、reckless（怠つていなければ防止できたはずの注意義務を欠く態様）の要件事実や損害との因果関係の証明負担が重く、多くが訴による追及を挫折する。

4. 格付利用に関する証券化ノーアクション・レター

DF法制定前年終わりのルール43(g)撤廃に関する公開コメントから、SECには格付機関が猛烈な反対にててくることは想定範囲だった。DF法制定前後、格付機関は重要事項の不実表示あるいは不開示に関する§11責任の恐れから、証券法に基づく発行者登録文書や目論見書での格付利用の同意拒絶の声明を相次いで出した。⁽²⁴⁾ 格付機関は、格付が証券法§11責任の適用を受ける事実の表明ではなく、リスクに関する一意見であつて、将来起ころる事象の想定や予想が現実となる確率を測定する尺度の格付けの将来予測的な性格が証券法の要求する専門家による（会計帳簿の監査・再確認に類似する）事実の検証ではないと主張する。しかしDF法は格付けが取引所法§21Eの将来予測説明にはあたらず、セーフハーバー保護目的から除外する。⁽²⁵⁾

格付機関の抵抗に直面し、Reg.ABと§939の交錯が生む予期できたであろう影響に、SECは速やかに対応する必要が生じた。Reg.ABの1103(a)(9)と1120項は、証券発行が格付取得を条件とするかどうかにつき、そ

の場合には最低限の希望格付と付与する格付機関の開示を登録者に求め、1120項は期中に格付がモニターされることを義務付ける。ルール437は、専門家の同意取得が事实上困難な場合、発行者に証券法§37専門家同意義務の免除適用をSECに申請することを許可するが、本件でSECはルール437による救済を与えたかった。⁽²⁾立法の効果は観面だった。DF法制定の引き起こす格付機関の同意固辞の結果、大統領署名の翌日、証券化発行市場が突然に停止する。10億ドルの発行を計画していたFord Motor Creditは、7月22日、法の移行期間中に終了する募集につき、Reg.A B（項目1103(a)(9)と1120）により募集の目論見書に開示を義務付けられた格付を募集届出書の一部である目論見書に開示できない場合、法執行を勧告しない旨をSEC企業金融局に書簡により問い合わせた。SECは即時に危機を回避するため、no action letterを發布して同日回答し、ルール436(g)の撤廃に関連する暫定的措置として半年間（その間に規制制定がなされる予定）、証券化の発行者が格付けを開示しなくても法執行を勧告しないと示した。⁽³⁾ SECはDF方に求める規制制定を完了するに十分な時間の必要を認め、同年11月、同部局のノーアクション・レターによって、SECは期限を限定することなく延長した。⁽⁴⁾

証券化がこのノーアクション書簡によるパッチワークパズルのようなルール作りが実質的に20年も行われてきた弊害の解決のため、議会意思を明確にして格付け規制を条文化したにもかかわらず、元の木阿弥なのか。期限を決めるい執行猶予の延長ノーアクションは、議会の行動に服すことになる。

発行前に発行者の全体あるいは検証しうる一部のローン・ブール（上場企業においてさえ全体は監査の対象であつても、一部の正確性は保証されない）のパフォーマンス実績値に基いて推定される譲渡前の担保ブールのデフォルト確率は、実際に選択される担保ローンの質が分析ブールと異なれば、調達条件に影響が生じ、発行が条件付となる。従つて発行規模、格付は募集時点は予備的となり、発行時点で変わりうる。

Reg. A Bの適用を受けない社債発行者に関して、SECはコンプライアンスと開示解釈（C & D I）を開示して対応した。⁽²²⁾

5. 取引所法の「将来予測」免除の廃棄と民事救済にかかる訴答要件の緩和、共同帮助にかかる法執行

(1) 民事救済の要件緩和

取引所法の責任に関して、DF法§ 933(a)は取引所法15 E(m)を修正し、公認会計士や証券アナリストが適用を受けると同様の方法と範囲で、格付機関に対する法執行や制裁金規定を適用を認める。⁽²³⁾さらに§ 933(a)は、格付機関意見を取り扱う目的の将来予想記載とみなさず、1995年民事証券訴訟改革法（PSLRA）のセーフハーバー条項の保護から除外した。

DF法§ 933(b)は、PSLRAに従つたルール10 b-5に基づく民事証券詐欺訴訟の却下申立⁽²⁴⁾の棄却の訴答基準を緩和し、金銭賠償訴訟に適用されるとした。⁽²⁵⁾DF法制定以前、10 b-5請求の原告はPSLRAに従つて、詐欺を強く推認できる具体的事實を主張しなければならなかつた。格付機関に対する訴訟の多くが、証明負担を満たすことが困難なため、審理に入る前に訴答段階で門前払いを受けていた。格付機関に対する請求の却下申立を棄却するためには、原告が訴答で、格付機関が格付意見を信じていなかつたのが真実であるか格付意見が根拠を欠いていたのが事実だつたことを主張することを裁判所は求めていた。⁽²⁶⁾

s 933(b)(2)(B)は取引所法§ 21 D(b)(2)を修正し、格付機関が悪意あるいは然るべき注意を欠いて（knowingly or recklessly）、(i)格付審査で格付メソドロジーによって格付機関がベースにした格付け要因事実について合理的な調査を怠つたか、(ii)要因事実について取引から独立した第三者による合理的な確認検査をしなかつたことを強く推認できる

具体性ある事実を主張すれば、訴答での心的状況テストをクリアする。§933(b)により格付機関は自身による合理的調査か、事実に関する第三者の確認審査DD信頼の抗弁を主張しうる。何が合理的な調査とみなされるかの決定は、具体的な事実と状況についての裁判所の判断にもとづく。格付け意見というとき、格付けのプレス・リリースや証券募集の事前販売レポートまで含むかについては争訟になりうる。§933(b)は訴答での訴えの却下請求の申立て基準にすぎない。訴答の障害をパスして審理が始まれば、ルール10b-5訴訟原告は、格付機関のサイエンターを証明しなければならない。

§933目的を含め、§932は格付機関に対し、その業務に関する情報（格付実績、格付手順、格付評価基準、利益相反を含む）をSECに登録する義務を負わせ、さらに実効性あるものにするため、格付機関は取引所法に従いSECに登録される文書などに誤解の生じる記載があれば、民事救済を定める取引所法§18の適用を受けるとした。§932は報告やその他の開示義務について私的訴権からNRSROを護ることを明示していた取引所法15E(m)を差し替えた。§393FはSFP制度設計にあたり、その格付けプロセスに関する2年の調査を求めた。

改革は発行者の依頼を受けない勝つて格付けに関してその目的の対象とはしない。発行者から委任を受けない勝つて格付けが無報酬ゆえ、利益相反ではなく、公共の利益から言論の自由の抗弁を損なうとは考えない。

§933(b)(2)(B)の心的状況義務について、格付機関は先例無きことと懸念を示した。⁽³⁷⁾ 格付機関は§933責任基準強化の対策として、発行者や証券引受け会社に対して、格付け委任合意書に格付機関が投資家訴訟によつて被つた損害を補償するよう求めた。取引当事者が依頼された取引によつて被る潜在的損害の補償合意を求めるることは実取引界では通常であるが、この無制限補償の修正は先例なきことだつた。格付機関は2009年頃から裁判において修正第1条の権利行使が認められなくなってきた。ムーディーズは2009年初めから、州など地方政府にも委任合意書において訴訟

DODD-FRANK 金融改革法と30年目の証券法開示責任制度の改革

リスクの補填請求をしており、実質納税者負担になると報道された。⁽³⁹⁾ 州法が市に補償条項に合意することを禁じるか、格付けを使えなくなるかは不透明という。

(2) 共同帮助 aiding and abetting 責任と法執行

2008年判例法理によれば、証券詐欺の共同帮助者に対する取引所法10(b)に基づく默示の私的訴権は謀略に関わらず不実表示や詐欺に関与のない第3者にまで拡張されない。⁽⁴⁰⁾ D.F.法§929Mは、取引所法だけでなく、証券法、投資会社法違反についても共同帮助責任の訴えを提起し、さらに制裁金を求める明白な権限をSECに与えて法執行権限を承認した。⁽⁴¹⁾ 929Mによって、悪意あるいは通常に調査していれば違反を分かつていただろう義務を怠る如何なる者も、証券法（その規制・規則を含む。）違反の他の者に重大な帮助があると定める新たな項目が証券法§15に追加される。

同様の項目が投資会社法§48に追加される。SECが共同帮助で訴える場合の要件として、D.F.法§929Oは、取引所法§20(e)を修正し、悪意のほかrecklessを加えてコモンロー上の共同帮助ベースを拡張し、不正帮助の悪意の心的状況の証明より負担を減じた。⁽⁴²⁾ PSLRAは、取引所法の共同帮助違反に対して訴えを提起する権限をSECに与えているが、PSLRAでは帮助者が不正を知っていた現実の悪意を証明できる場合に限られる。D.F.法によりコモンローでは不十分だとされた心的状況要件の立証の証拠ラインが変更された。

共同帮助者に対するSECの法執行権限がこの改正によって拡張され、届出書に同意をいれて意見開示される会計法人、弁護士、DD業者、格付機関には、発行者にサービスを提供する者として、一般報道ニュースをモニターして違法行為が頻発していたら（発行者からは事実の提供を受けていないから）見てみぬ振りして不知を決め込めない程度の注意義務責任が行政監督上問わることになる。⁽⁴³⁾ さらに§929P(c)は、取引所法20(a)を改正し、届出者を誠実さを欠いて直接あるいは間接に支配する者に対する法執行権限を認める。それにより従業員の証券詐欺の違法行為に対する

る上級役員の個人責任が増すことになる。他方、DF法は、2008年1月判例以降、証券法についての2次関係者責任の範囲の解釈が不透明のため、私人の証券詐欺訴訟にまで2次の関係者の共同帮助請求を認めなかつた。DF法§929Z(a)は、証券法違反の共同帮助者に対する私的訴権を承認しうるかどうかは、その影響について別途1年の調査を要するとした(§929Z(b))。

6. コンプライアンスと開示解釈(C&DI)の修正

DF法は信用格付けについて、社債と証券化を特に分けて規定せず、「信用格付」を規制の範囲としている。譲渡された金融資産の信託財産持分を表象する受益権の証券化証券だけでなく、公社債や優先株の信用格付を網羅的に含める。実務上のDF法の運用にあたつては、必要に応じて証券化かとそれ以外の適用範囲を特定して検討しなければならない箇所がみられる。

格付機関から登録文書への記載同意が得られなければ、発行者は次の募集前に格付開示を除くため、既存のSEC登録の修正を求められることになる。一般の企業社債の募集開示では、Regulation S-KやS-Iの適用を受け、証券のリスク・ファクターや債務コビナシツ、発行者の流動性や資本資源の検討にあたり、重大な状況の変更をもたらす事由や不確定要因やコミットメントの開示義務が課される。そこで格付が参照として利用され、その開示が必要となる。DF法は、こうした既存の登録発行者の開示に格付機関の同意を求めていない。他方、発行者には次期募集の直前に、前の格付自体の開示を変更あるいは削除して登録を修正する必要があるか疑問が生じる。

SEC職員はこうした問題に速やかに対処するため、7月22日、DF法制定後直ちに、ルール436(g)廃止に伴う変更に関し、証券法ルールにかかるコンプライアンスと開示解釈(C&DI)を發布し、証券化開示規制適用の発行者以

外の社債に関する6分野についての解釈指針を書き換えた。⁽⁴⁵⁾

(1) 発行者開示関連格付情報⁽⁴⁶⁾ ルール436(g)の撤廃は、SEC登録届出書あるいは目論見書に開示の一部として格付情報が含まれたり、参考情報として記載されても、以下に列挙される「発行者開示関連格付情報」に限定される格付関連情報であれば、発行者に格付機関の同意を求める。①開示規則が求める発行者のリスク・ファクター開示として格付が参照され、格付が維持できず変更された場合の財務への影響、②開示規則が求める「発行者の財務状況及び業績に関する経営者の検討と分析」の登録者の流動性の説明のために参考される格付、③資金調達費用、④格付に結びつく債務コヴィナンツ、金利や配当といった記載で格付が参照される条項。

(2) 様式自由の目論見書（FWP）⁽⁴⁷⁾ 格付けの同意は届出書及び証券法§10(a)目論見書に含まれる格付に限つて必要となる。証券法目的の目論見書は、証券法ルール405に証券法§10(a)要件を満たす目論見書と定義され、募集登録される424(b)目論見書及び目論見書補足を含む。⁽⁴⁸⁾ 証券法ルール433（届出後に許可されるFWPの条件）に従つて登録される様式自由の目論見書 free writing prospectus や証券法ルール134（目論見書とみなされない通信）に従うterm sheet（取引概要説明書）あるいはプレス発表に含まれる格付は、専門家同意の登録を求める証券法§7及びルール436（必要な場合の同意）の範囲で、届出書あるいは目論見書とはみなされない。⁽⁴⁹⁾ ルール134に従うコミュニケーションは目論見書ではない。したがつてルール436は証券法§10(b)目論見書のFWPやルール134のterm sheetには適用がなく、同意の義務はない。⁽⁵⁰⁾ ただしこれら文書がルール424（目論見書の登録）に従う目論見書として登録され、格付情報を含む場合には、ルール436目的で目論見書とみなされ、同意が必要となる。

(3) 一括登録届出書。DF法制定前にForm S-3あるいはForm F-3での届出が効力を生じていた発行者で、格付け情報を含んでいる場合には、DF法施行後の次期届出書修正まで届出書を継続して使うことが許される。For

m 10-Kなどの年次報告がそれに対応する場合、年次報告が登録された後には、発行者は格付情報を開示する届出書を使用できない。届出書に格付情報を含むForm 10-Qによる四半期報告を登録する発行者も同様に、届出書の添付として格付機関の同意が求められる。

(4) Reg.ABの適用を受けない発行者・届出書、DF法施行後の届出書修正、目論見書あるいは補足目論見書に格付情報が含まれるあるいは参考される場合には、発行者は格付機関の同意が必要となる。⁽⁵⁾

7. Regulation FD 免除の廃止

Reg.FDは、取引所法§12の登録証券の発行者あるいは§15(d)の報告義務ある発行者について、一部の投資家や証券アナリストに対する選別的な非公開情報の開示とインサイダー取引を防止することを目的とし、免除適用がなければ、特定の限定された者に提供される重要な非公開情報の公開を発行者に義務付ける。ルール100(b)(2)(iii)は公開格付けの取得の目的だけに、格付発行業務を営む機関に交付される情報を免除している。DF法§939Bは、Reg.FDを修正してルール100(b)(2)(iii)を削除し、取引所法§3(a)(6)が定義する格付機関に対して提供される情報についての全面的免除を廃止する。SECは2010年9月Reg.FDを改正し、免除を廃止した。⁽⁶⁾

格付機関提供情報についての免除適用ルールが必要とされた背景は、格付機関が2006年改革法の施行まで、投資顧問業者として届出されており、Reg.FDのルール100の対象とする者から除外する必要があった。2006年改革法により、既に格付機関が開示禁止される特定の者から外れたものの、格付機関に提供される経営方針を含む発行者情報の重要性の点から開示すべきかどうかを問題とすれば、開示を逃れるためには免除ルールが要求される。この点は社債について、格付機関への提供情報は開示免除をうけられなくなり、investor relation上、開示義務を受ける

ことになる。

証券化では格付け機関と発行者の委任契約による守秘義務合意にもとづき、格付け目的だけのためローン情報が提供され、情報利用についての契約上の目的制限を受ける。D.F法は、発行者との守秘義務合意にもとづき共有管理される発行者非公開情報の免除まで変更するものではない。他方SECは、証券化格付に関して格付ショッピングや利益相反防止を目的として、取引所法ルール17g-5を修正してルール17g-5(a)(3)を新設し、委任をうける格付け機関が共に有する非公開担保プール情報について、他の格付け依頼を受けていない格付け機関に情報アクセス機会を与えるよう証券会社の表明を取得することを格付け機関に求めた。⁽⁶⁾ ローン情報については投資家にまでアクセスを許可していないことから秘密合意違反は問題にされないが、そうだとすれば、開示適用免除ルールは必要となる。仮にDDされていない未検収のローン情報が開示されれば、虚偽表示について委任契約当事者に対する発行者の表明・保証義務違反に基づく回復請求が許されるが、投資家は委任契約の外に置かれ、請求権者ではない。結果として、事前DD義務（第三者DDまで義務付けるかの方式の議論はある。）とDD証明を含めない限り、投資家責任にもつていくことは許されない。

III. 改正の評釈と法理の解説・証券法§11開示責任法理と 格付けメソドロジーという格付け意見の正体

1. 証券法§11の募集・届出の開示責任と§12の証券会社の目論見書の責任

(i) 証券法§11の訴答要件と§12の証明負担

証券法§11の訴答弁要件は、①被告の範囲が同条項により限定され、②証券の登録文書について、③重大な点に関して、④不実表示（虚偽や正確性を欠く情報）あるいは不開示が認められれば、投資家が登録文書を読んでいようと否かにかかわらず、不備の登録文書に基づいて購入した事実だけで満たされる。⁽⁶⁾ 証券法§11の救済では、重大な点についての不実表示あるいは不開示あるいは不開示ある登録文書を信頼した事実を個別に証明する必要がなく、投資家が登録文書を読んでいようと否かに拘わらず、（書面登録が効力を生じて後12ヶ月間に限り）証明なく真実でない文書に信頼したと法律上推定され、救済の権利が認められる。

証券法§11は証券発行での虚偽開示による損失発生の恐れを排除することを目的とする。開示関係者の投資家に対するネグリジエンスや、心的状況は§11責任とは無関係であって、§11では開示情報自体に対する賠償責任が求められる。

証券の売主の義務を定める証券法§12(a)(2)に基づく請求は、証券会社の義務違反と言う点でしばしば§11請求に伴うが、両者は重大な点で異なる。§12は売主と買主のプリヴィティを要求し、§12(a)(2)が証券の販売をめぐる日論見書や口頭の通信についての不実表示や不開示に係るネグリジエンスに基づく請求である。購入者は購入時に不実表示あるいは不開示を知らなかつたことの証明負担を負い、それに対して売主は不実表示あるいは不開示を知りえなかつたと主張し、それを裏付ける状況を示して、防御するだろう。⁽⁷⁾ 両者共に信頼を要件としない。請求の性質が異なるが、時効の期間は同じである。

証券法§11の訴では、請求の確からしさを固めるため、訴答にて、損失との因果関係を陳述する必要がない。⁽⁸⁾ 証券法§11の要件は、流通市場の証券詐欺に関する取引所法§10(b)が、サイエンター（害意）や損失との因果関係、信頼

の証明を訴答で求める」とと対比される。登録文書に含まれない虚偽表示についても§11の証券発行時における開示責任ではないが、その場合にも取引所法§10(b)あるいはルール10 b-5に基づく請求が許される。⁽¹⁵⁾

証券法§11の際立つ特徴として、詐欺や錯誤を請求原因として含めない。それゆえ詐欺・錯誤の具体的な主張を求めて高い訴答基準を設ける連邦民事訴訟規則§9(b)ではなく、§8(a)(2)の liberal notice 訴答基準に従い簡潔な疎明の自由通知ですませられる。⁽¹⁶⁾ 入り口で高いハードルを課せば、開示逃れを抑止するために、§11原告の証明負担を軽くとどめて、証券購入者に§11の手続き上の訴訟支配を認めようとした議会意思を骨抜きにしてしまつ。訴訟支配とは、証券法請求につき、普通法か衡平法による救済の選択か、州法か連邦法の選択が原告に与えられることを言う。州法を選択できれば、訴答基準だけでなく、証券法請求に民事上の詐欺を加えた場合の証明負担が異なる。証券法§22(a)は、連邦証券法請求につき、連邦裁判所と州裁判所のいずれの管轄権も認めるが、証券法請求が一旦州裁判所に受訴されたら、被告には連邦裁判所への移送が許可されない。⁽¹⁷⁾ 15 U. S. C. §77v(a) (1933). RMBS の多くが証券届出をされておらず、連邦証券法でのみ裁がれなければならない理由がないと考えれば、CAFA の適用対象証券ではないゆえ、CAFAに基づく移送許可については疑問が残る。⁽¹⁸⁾

(ii) 証券法§11責任の賠償額の査定

証券法§12(a)(2)は、法律上あるいは衡平法による訴えの救済を認め、文言上、投資家は売却損の請求か購入価額と売却代金の差額の補償を求めることが許される。rescissory damages (解約による損害の相当額補償) 理論は実際に解約できない状況あるいは解約不能場合の金銭賠償とされ、証券詐欺で株主が騙され、証券の買い手のみつからない場合の解決として使われる。解約可能であれば、同項は購入の取消を求める権利の根拠規定と拡張解釈される。⁽¹⁹⁾ 虚偽表示により確かに評価が定まらず、買い手が見つからない売却できない場合の回復請求として、解約による返還請

求を求める他ない。

証券法§11では、§11(e)に従う簡単な損害計算によつて賠償額が算定されて私的救済が認められる。賠償額は購入価額と以下の価値との差額とされる。(x)提訴時の価値、(y)提訴前に処分された市場で価格、(z)提訴後で判決前に処分された価格で(x)との差額よりも小さいとき。ここで処分済みの事案であれば、救済すべき経済的損失が明らかになっている。ただし登録文書の不実表示以外の理由による価値下落によつて一部あるいは全部の損失を被つたことが証明されれば、証券法§11(e)はその損失回復の請求を認めない。

問題となるのは未だ損害が発生していない(x)の価値の評価である。不法行為による場合と違いが生じ、訴の原因の有無が問題となる。というのも証券化において投資家が保有する権利は、株式証券とは異なり、信託財産等に対する持分的権利であり、信託財産の中身が固定されている以上、開示違反があつたからといって、それが原因で毎期受領することの予定される固定収益に直接的影響が及ぶことはなく、投資家に損失（証券の元本毀損）を与えるほどに経済的受益の価値が減価するものではない。しかも証券化では、信託財産は超過担保や現金準備金によつて、またクラスス証券分けされれば、それぞれクラスごとに支払い優先順位が決められており、担保の質が一定程度合い悪化すれば、上位クラス債権者に有利になるように返済順位を変更するための停止条件や早期償還の開始あるいは劣後クラス証券の配当停止のトリガー事由が幾重にもつけられており、こうしたメカニズムで最上位格付証券は手厚く保護されていることが特徴である。担保財産の一定の範囲で不実表示があつたからといって、トリプルBの投資家にとつては損失がでたとしても、大半のトリプルA投資家にはその恐れが生じても、それが即座に現実になるわけではない。さらにそれより上位には、そうしたリスクが起こりえないよう設計される。

複雑にストラクチャーされた証券化ほど流通市場を前提とせず、相対型の投資家のニーズに合わせてテーラーメイ

としてつぶやかれる。そして Mark-to-market ではなく、mark-to-model によって個別に評価され、プライシングされる証券であり、それが FAS 157 の公正価格の算定とされる。⁽²²⁾ CDO では、更に確率モデルが使われ計算されるので、推定結果は所与の想定によつて大きく異なる。⁽²³⁾ 証券法 § 11 を訴えの根拠として、請求原因事実に処分や損失の発生を要件としていいとしても、被告の採用する客観的合理的モデルによつて価格を評価して損失の恐れがないことを証明されたら、訴訟原因を否定する」とができるか。RMBS や CDO では証券法 § 11 賠償責任訴訟について、今のところ依拠できる先例がない。⁽²⁴⁾

(iii) 公募と私募の裁判法理

証券法 § 11 は、証券の登録書面にかかる重要事項開示に不実表示があれば、発行者の取締役らに無過失の連帯責任を課す。⁽²⁵⁾ デラウエア一般会社法 102(b)(7) やサーベンス・オクスレー法が、忠実義務違反や故意や悪意がある違法行為を除き、取締役の信認義務違反による金銭賠償の個人責任を限定あるいは軽減することを定款に記載して容認するが、開示について厳格責任を求める証券法 § 11 は、会社法と対比すれば、厳しさの違いが際立つている。⁽²⁶⁾

証券法 § 11 は当事者適格だけでなく、開示責任の範囲を登録書面に限定しており、有価証券届出のない未登録の私募証券の募集要項 (offering memorandum と呼ばれる) の虚偽表示について、同条に基づき訴えを提起することは認められない。それに対して証券法 § 12(a)(2) は、文言上明確に目論見書あるいは口頭通信の虚偽説明の責任を募集人あるいは売出し人に課しており、控訴審も私募証券にかかる請求を認容していた。⁽²⁷⁾ しかし 1995 年 Gustafson 判例が口頭通信を無視して目論見書に吸収し、同規定の目論見書の定義に関し、証券法 § 2 の目論見書規定ではなく § 10 規定を使って公募開示のなかの目論見書として、届出書情報に限定して、私募証券による § 12(a)(2) 請求を適用除外したところ、法目的を誤解し、理論構築がなつていないと多くの学者の間で驚きをもつて評議され、以降下級審では今な

お混乱が続いている。⁽⁴⁾専門性のない投資家の救済のために、私募であっても事実上不特定多数に募集がかけられた事実を主張して、テクニカルに§12(a)(2)要件を緩和しようとする混迷さえ見られた。⁽⁵⁾

S F P の私募の開示問題は、D F 法とは別に R e g . A B の抜本改正により解決された。C D O では offering memorandumにおいて、担保となるそれぞれの個別のR M B S に関する開示責任を負わないと明記する。証券募集のための証券会社との契約 (subscription agreement) には、それらR M B S の担保情報に関する表明・保証が含まれていないのが通例である。これは企業社債の信用リスクを反映するクレジット・リンク債や他社株転換社債を発行するさい、こうした証券の発行者が担保証券の発行会社の開示責任を免脱するため、募集要項の表紙にレジエンドするのと同じである。会社が保有する投資の構成資産にまで、発行者に責任を負わせるとなれば、他のルールにも重大な影響がでてしまうので、それが限界である。

(iv) 証券会社の証券法§11のD D 抗弁

証券会社が証券法§11の開示責任の免除を求めるに当たっては、同11(b)のD D の積極抗弁を要する。⁽⁶⁾専門家意見については証券会社はD D 義務が緩和され、信頼の抗弁が許される。

(1) 本研究は、国際商事法務40巻1号〔2012年〕(22-34頁)・同巻2号(239-252頁)に連載された後、その後の部分については、雑誌社の都合により掲載が中断していたノートで、料研費（課題番号23383011）の助成を受けている。

(2) ①から⑤については、D F 法§932(a) (15 U . S . C . Ch a p . 2 B , § 78 o - 7(c) , (f) , (h) の該当箇所に編纂される。)

(3) D F 法§ 936

(4) D F 法§ 939 H

DODD-FRANK 金融改革法と30年目の証券法開示責任制度の改革

- (5) D.F.法§932(a) (15 U.S.C. §§78o-7(d), (p)).
- (6) D.F.法§932(a)(8) (15 U.S.C. §§78o-7(r), (s)).
- (7) D.F.法§932(a)(8) (15 U.S.C. §§78o-7(g)).
- (8) D.F.法§935 (15 U.S.C. §§78o-7(v)).
- (9) D.F.法§934 (15 U.S.C. §§78o-7(u)).
- (10) 証券法7(a)は届出書の必要記載事項を定めており、届出書の記載情報に関してSECに広範な規制制定権を与え、特定クラスの証券について開示が不適当と判断すれば、必要記載事項から除外するためのルールあるいは規則を制定する権限を付与する。同法19(a)は届出書や目論見書に関する特別な規制制定権を与える。エンジニア、不動産鑑定士、資格による職権のある専門家が届出書の一部を作成あるいは検証した場合あるいは届出書に関するための報告や評価が専門家により作成あるいは検証された場合、7(a)は専門家の同意を届出書と共に登録することを義務付ける。同意した専門家は、同法11(a)(4)で、民事責任を求められる。
- (11) 証券法§11は、証券の公募発行の関連して、登録届出書における重要事項の不実表示により投資者に生じた損害を賠償させる民事責任を定め、発行会社は無過失の責任を負うが、その他の会計士や証券引受人等は過失基準の責任を負う。同条は過失基準の民事責任をより実効あるものにするために、同条の責任を追及されたとき、専門家はその資格に基づいて作成しましたは証明した表明の範囲で、DD抗弁により当該責任を免責され、過失の立証責任を被告に転換する。
§11(b)(3)(B), 15 U.S.C. §§77K(b)(3)(B).
- (12) ルール436(g)は1982年に設けられ、その後修正される機会なく施行されました。17 C.F.R. §230.436(g). (47 FR 11441, Mar. 16, 1982.) SEC Concept Release on Possible Rescission of Rule 436(g) Under The Securities Act of 1933 (Oct. 15, 2009). Z.R.のZ.R.O.の証券法§11責任免除とは、登録届出書における不実表示との関係でその格付の注意義務違反に対する責任を免除される。
- (13) Joseph R. Mason & Joshua Rosner, *supra note 10*, CDOにより基本的な格付けの性格と格付機関の役割が変わつてしまつたが、果たしてのFDICのルール436(g)制定による専門家責任免除が議会の意思であるかは不明確であると主張する

(15頁)。裁判でその点を確認した事例は見当たらない。」の論考はCDOの実務を知り、タイトル通り、どうぞ格付けが見誤ったかを知る上での基本文献で、学者に影響を与えて、地図用する原典となる文献であるが、ネット世界の共有財産で、学会誌の公表論文ではな。

(14) Concept Release No.33-9071, supra note 格付けが非NRSROによって付与され、届出書で開示される場合、§31責任を吸収。

(15) 連邦証券法ではなく、ロイヤロードのネグリジョンスや虚偽表示だけであれば、州裁判所を選択ほうが証明負担が厳しくなる場合が見られるが、クラスアクションの場合には、移送を求めるのが許され。New Jersey Carpenters Vacation Fund v. Royal Bank of Scotland/Greenwich Capital Harborview Mortgage Loan Trust (Mortgage Pass-Through Cert. Ser. 2006-4, Class B; Ser. 2007-7, Class 2A1A), Moody's, S&P, et al., 08-cv-5093 (SDNY May 2009) が、同州州地裁から2008年6月に移送された証券法違反をめぐるクラスアクションで、Countrywideの貸し付けたローナを担保としたRMBSをめぐって、RBS／GCや格付機関がローンの一部が届出書に説明される引受貸付基準に不適格な問題ある欠陥ローンであるとの開示を怠ったこと、格付機関がローンが譲渡適格を満たしている前提でそれについて全てDD調査するなどなくRMBSに高格付けを付与したことなどを理由として格付機関と引受証券会社を訴えた。投資家が格付機関の責任を求めて訴えた最初の頃の事件のひとつとみられる。2010年3月、格付機関に対する請求原因は棄却され、証券会社の募集に関する請求については、当事者適格が無いとして棄却された。証券会社と格付機関の利益相反に関する請求は、主張不十分や棄却され、引受基準無視に関する請求の審理は続行する命令がでた。

(16) Compuware Corp. v. Moody's Inv. Servs., 499 F.3d 520 (6th Cir. 2007)。発行者は否定的格付けについて名譽毀損、契約違反、詐欺で格付機関を訴えた。発行者は、契約違反請求について、格付機関が現実の害意（虚偽の認識あるいは然るべき注意をわざと欠いて）をもって格付けしたとの証明を要したが、害意の十分な証拠を示せなかつた。格付機関にはノースの収集を超える関与があつたとの主張がなかつた。同判決の現実の害意の基準の評釈として、執行秀幸・アメリカ法2009-2, 391 (2010-06)。

格付機関の民事責任と虚偽の自由の抗弁に関する概説じりや、前掲・野田耕志83頁以下参照。野田は、structured

finance じつひに及ぼすものや、裁判例から格付機関は、民事責任から隔離されねば存在しないべき結果論付か、ハーレル 436(g)を脚注にて引用する。この格付けが一般社債と如何に異なるかについて、Hyeon Tak Shin, Legal Liabilities of Credit Rating Agencies in Structured Finance, U.C.Berkeley J.S.D. dissert. 90-113 (fall 2009); Mark Anchor Albert, Rating agency liability, 32-7 L.A. Lawyer (LACBA), 38-40, 42-44 (Oct. 2009)

(17) *LaSalle Nat'l Bank v. Duff & Phelps Credit Rating Co.*, 951 F. Supp. 1071, 1092 (SDNY 1996) やは、診療債権を購入したところ、大量の詐欺があり、不適格な債権を取得し、投資家に売られたりとが発覚し、投資家はネグリゲンスある不実表示を理由に格付機関を提訴した。裁判所は、弁護士（弁護士、不動産鑑定士、建築家などに適用される）専門家の第三者責任を認めた。Credit Alliance 裁判文書を検証し、証券格付機関の投資家のペニティティに適用できる理由を見出せなかつた。Credit Alliance Corp. v. Arthur Andersen & Co., 65 NY 2d 536 (1985). 分析じつひは、Joseph G. Bunn, A justified "Assault upon the citadel of privity, and the first amendment: A theory of liability for investors seeking recovery from credit rating agencies, n.44, 46, 56, Berkeley Electronic Press (fall 2009)

(18) *In re Fitch, Inc.*, 330 F. 3d 104 (2d Cir. 2003). 銀行のためにトライアルヘンされたローハウスを担保して購入した証券を購入した銀行は、根据地に投資適格を満たさず、流動性もなじみで売却を迫られた。証券会社に規制を満たさない取引だと主張して解約・返還を求めたが受け入れなかつた事件で、Fitch は当事者ではなかつたが、トライアルヘンからストラクチャリングに関与があることがわかり、召喚状を受けたが、24州民事法297-1によると、収集特権を主張して文書提出を拒絶した。同判決の評釈は数多くが、Theresa Nagy, Credit Rating Agencies and the First Amendment: Applying Constitutional Journalistic Protections to Subprime Mortgage Litigation, 94 Minn.L.Rev. 140, 151 (2009).

(19) 裁判 *Abu Dhabi and King County*. 通常の保有資産として高格付けだけに依存するの→ (Cheyne Capital) の投資家が格付けの虚偽表示を請求原因として、販売した投資銀行と格付機関に対して訴えた事件である。特定の限られた投資家にティラーメイドされた金融商品を私募と同様に販売された証券の格付けは広く売られた社債格付けのような言論自由の保護には値しなどと裁判官が意見した初めての事件のひとつになり、注目を集めた。投資家が限定される場合に

修正第一条の保護を受けるべきである。In re Nat'l Century Fin. Enter. Inc., Inv. Litig., 580 F. Supp. 2d 630, 640 (S.D. Ohio 2008).

Abu Dhabi の請求には、ロサンゼルス訴訟、ネグリジョンスある虚偽表示、ハイデューシャリ義務違反、不当利得、aiding and abetting が含まれ、原告は、被告が虚偽及び誤りであることを知りつつ共謀して商品をつくりあげたと共同行為を主張した。格付けは担保の MBS と共に高格付けを取得していくが、SIV の資本構造や MBS のかい高格付けが保証されるものではない。格付機関は損失の因果関係及びサイエンターの主張が十分ではないとして却下申立てしたが、ロサンゼルス訴訟請求の却下申立ては 2009 年 9 月に棄却、それ以外の却下請求は認容された。原告は契約違反、不法行為上の介入、先行条件及び善意コヴァイナンツ違反、それら請求の共同行為 (aiding and abetting)、ロサンゼルス訴訟の請求について補正が許された。2010 年 4 月、ロサンゼルス訴訟と共同責任にてクラスアクション第 1 回補正申立てがなされた。

Abu Dhabi の訴えは Caleb Deats, Talk that isn't cheap: Does the first amendment protect credit rating agencies' faulty methodologies from regulation? 110 Coll.Rev.1818, 1838-54 (2010). 本論述の枠組みのなかで、ケーブルペーとしての格付機関の DD、検証の責任の点から論ずる (180-60 頁以降)。

証券発行者の虚偽表示詐欺において、銀行、会計士、弁護士など次の役割 aiding and abetting fraud を担う帮助者に対する訴えは取引所法^⑩では認められないが、詐欺の陰謀に加担した場合に^⑪違反のみならぬ賠償責任法理のストラクチャリングに加担する格付機関への適用を期待した実務家がいたが、Stoneridge Inv. Part. v. Scient.-Atlanta, 552 U.S. 148 (2008) で却下されてしまつた。Jonathan S. Sack and Stephen M. Juris, Rating Agencies: Civil Liability Past and Future, 238-88 NYLJ (Nov. 5, 2007). Coffee も、gatekeeper の民事責任を負うべきだとは、確実に証券に係る専門家のネクレスponsibility を課す証券法^⑫に備えた虚偽表示の効果的抑止力を放棄するよりはむしろ好いが^⑬。Testimony on The Liability for Aiding and Abetting Securities Violations Act (Sept 17, 2009), supra note at 4.

In re Nat'l Century で格付機関に対する請求は詐欺、ネクレスponsibility ある不実表示 aiding and abetting fraud だいたが、原告は訴答で詐欺の要件としての現実の害意の具体的な事実を述べるにいたが、どうやら、詐欺請求に失敗したが、投資家と

DODD-FRANK 金融改革法と30年目の証券法開示責任制度の改革

- △特定のビジネス団衆は公共の利益に拘泥せしむして修正第一条抗弁を却下し、不実表示と詐欺帮助請求の却下請求を兼用しえど。Id. at 634-636, 656.
- Lisbeth Freeman も取引所法全ての違反に適用され得る証券法及び取引所法の control や監督の責任を問うべきかの理論構成を試みる。Who's guarding the gate? credit-rating agency liability as "control person" in the subprime credit crisis, 33 Verm.L.Rev. 585, 611-618 (2009)
- (20) *Ohio Police & Fire Pension Fund, Ohio Public Employees Retirement System, et. al., v. S&P, Moody's and Fitch, 09cv1054 (S.D.Oh.)* の趣旨は、*In re Nat'l Century Fin. Enter., Inc. Inv. Litig.* を重慶先例として依拠して述べる（被格付機関の訴えの原則に対する原初の反論 memo of law, Mar. 2010）。
- (21) *Abu Dhabi*, supra at 176
- (22) *CalPERS v Moody's, S&P, Fitch*, CGC-09-490241 (Cal. Sup. Ct. May 2010) はのべ「格付けに対する論争」のべての発行が論議自由の公共の利益の問題ではなく、金融市場における経済活動にわたるところ、Abu Dhabi を元祖として發展させた。格付機関は金融報道会員に類似点はない（ομοια）。CalPERS の訴えの請求原因は「れば、花井路代「格付機関の注意を欠いた不実表示」は表現の自由の抗弁が認められや一矢の開いた米国憲法修正第一条の防波堤」ZBL 93号（2009.9.15）、「カルバース」不実表示による巨額の損害を被ったとして大手格付機関3社を提訴 ZBL 93号（2009.8.1）。
- (23) 格付機関による論議自由のいれらうの事件及びのべてやつて格付機関がなや誤ったからいふべば、前掲 Deats と他の John Crawford, Hitting the Sweet Spot by Accident: How Recent Lower Court Cases Help Realign Incentives in the Credit Rating Industry, 42 Conn.L.Rev. 13, 19 (Fall 2009); Rachel Jones, The Need for a Negligence Standard of Care for Credit Rating Agencies, 1 Wm.& Mary Bus.L.Rev. 201, 217 (2010).
- (24) 前掲社 Abu Dhabi 事件では、共同謀叛（aiding and abetting）の罪の適用を求めて請求してゐる。
- (25) Concept Release No.33-9071; 9071; 34-60798; IC-28943
- (26) Fitch Releases Market Letter with Perspectives on Implementing Dodd-Frank Act (July 23, 2010). それ以外の大手会社、日本との交渉題や日本への影響を説表しえど。日本法制府前だが、マーティーベガ、撤廃が制定されても、格付の公

- 表を続けねば、更なる検討無しに雇用書&田舎民書に格付けを含めないことを表明した (Moody's to Begin Implementing Changes Related to U.S. Regulatory Reform Act, July 15, 2010). Stacy-Marie Ishmael, Rating agencies to debt issuers: don't cite us, FT Alphaville (July 19, 2010); Stacy-Marie Ishmael, Rating agencies, Dodd-Frank and the ABS market, FT Alphaville (July 21, 2010)
- (7) 前掲社 Fitch Releases Market Letter
- (8) □レジスト(登録) (登録の上) の登録 (登録の上) .
- (9) 証券法へ(は)ば、届出書に関連して使われる報知・証価を専門家が作成あることは検証したいとして指名されてもされば、同意が著しく登録困難だとの旨(は)が判断して免除しなる限り、同意の登録を義務づけ。
- (10) Ford Motor Credit Company LLC, SEC No-Action Letter (July 22, 2010). Ford Credit Auto Receivables Two LLC と其 匠(は) Ford Credit Auto Owner Trusts (Commission File No. 333-167489) の証券の届出書面の登録に関する問(は)合わ やド、7月22日、主にマサ諸州のCorporate Finance Division は1枚の暫定期間中、田論書に格付けを含めなくても 法執行を勧告しなりけるを求める書面を送り、の旨(は)は任廻し no action を回答した。その効力は2011年1月24日に 消滅す。
- (11) 格付機関は□レジスト後、格付けの同意を取扱いなくして、その方針をとつ続けた。アルドの旨(は)主任特別顧問は、 証券化市場の混乱を避けたため、2010年11月23日 no action 書簡により、当初の1月24日の期限を期日を限定すべし ふなへ延長されぬとし、登録書面の一部であら田舎民書にR e a d A B の1-103(登録及び)1-10の項の求め格付け開示 がなへて、申請回(は)の上(は)に對して法執行を勧告しなることの立場を表明した。Ford Motor Credit Company LLC, SEC No-Action Letter (Nov. 23, 2010).
- (12) Securities Act Rules, C&DI Questions 23304, 23305, 23306, 23307, 23308 (July 27, 2010)
- (13) □レジスト(登録) (登録の上) の登録 (登録の上) .
- (14) Federal Rules of Civil Procedure 62(登録申請)を廻べ。
- (15) □レジスト(登録) (登録の上) の登録 (登録の上) .

DODD-FRANK 金融改革法と30年目の証券法開示責任制度の改革

(32) *In re IBM Corp. Securities Litig.*, 163 F.3d 102 (2d Cir. 1998)

(37) S & P は7月16日、無料会員を含むオンライン登録投資家向けメールを発信し、先例のな証券詐欺訴訟の訴答基準緩和が格付機関に対する連邦証券法の訴を認めるにから、増大するだいへ *knowingly or recklessly* 注意義務違反の訴に対応する必要があらうとした。

(38) Asset-Backed Alert, Dodd-Frank Wrinkle Reshapes Rating Process (Aug. 6, 2010)

(39) Darrell Preston and Matthew Leising, Moody's bid for rating-lawsuit protection meets challenge from u.s. States, Bloomberg (Sep 2, 2010)

(40) Stoneridge Inv. Partners v. Scientific-Atlanta, 552 U.S. 148 (2008). 私的訴権はわれ以前にも認められなかつた。Central Bank of Denver, N.A. v. First Interstate Bank of Denver, N.A., 511 U.S. 164 (1994). 幸運なこと、黒沼悦船「不実開示による発行者の取引相手の責任」商事法務 1833年4月号 (2008-5-25)

(41) D.E. 929 M (15 U.S.C. 770 .. 80 a -48)

(42) D.E. 929 O (15 U.S.C. 78 t e)

(43) ノヤンローの一般的説明によれば、無意のノベルの心的状況は、purposely, knowingly, recklessly, and negligently に移る

に従つて、濃淡が下がつてゐるが、同時に証明のラインが下がることを意味する。特定の結果が引き起いわれたりとも望んでくるか信じてゐる心的状況 *purposely* と望まないが起つた危険を確かにあることをわかつてふるのが *knowingly* で、結果として重大なリスクがあらうことを認識するだけが *reckless* で、重大なリスクを意図的に無視する心的状態を要件とする。下位の2つが注意義務で *negligence* は通常人の注意からして重大にやれた過失とみなせ、他の2つと違つて、状況が見えておらず、重大なりスクを察知すべきであったが察知していない不作為の態様を意味する。他の上位は状況が見えてくるのや、そのことが帰責につながる。共謀者の範囲を広げると、reckless が入れるとふう線引きは、注意義務のレベルより当事者適格テスト基準が緩くなる。Model Penal Code, 2002 (有責性の要件から)

(44) 前掲注 First Alliance Mortgage の格付けのケース参照。

(45) Division of Corporation Finance, Outdated or Superseded Compliance and Disclosure Interpretations: Questions 233.04-

08, 198.08 (July 22, 2010). → 冊27日、適用は証券化に拡張されるよう修正された。

- (46) C&DI Question 233.04
- (47) Reg. S-K Item 503c ド、募集をリスクに晒す最重要要因についての必要記載を定める。
- (48) Reg. S-X Item 303 に関する登録様式の標準指示に含まれるMD & Aを加へ。
- (49) Reg. S-X Item 303a1
- (50) Free Writing Prospectus も、2005年の証券法の募集改革に関連して設けられた証券法ルール40に規定される。のSEC Release 33-8591; 34-52056; IC-26993; Securities Offering Reform (July 19, 2005)
- (51) 証券法は田論見書に関する代替的要件を定める。の10(a)田論見書はのSECが不開示を同意する以外の届出書情報を含まなければならず、届出書の一部とされ、の11責任に服す。の10(b)田論見書は、の10(a)田論見書からの概要で一部情報の不開示があり、の11責任に服す。のSECの規定でFWPとされる。田論見書、FWPに関するには、FWPの証券法^{12(a)(2)}責任を論じたSteve Thel, Free Writing, 33 J. Corp. L. 945 (2008) 参照。
- (52) 届出書に含まれない情報を含むルール^{43(a)}の要件を満たすFWPは、の10(a)及び^{15(b)(1), (2)}の田的上^{10(b)}に従って許され田論見書となる。
- (53) 証券化に関する、ABCのfree writing prospectus, term sheet の扱いについて Jason H.P. Kravitt, Securitization of financial assets, 11-192-195. 証券化では抵税田論見書以外の募集情報が使われる事が許され、クラス分けされたそれぞれの証券に関する、担保ブールに発生するおそれある貸倒率や期限前返済などの規模ヒヤウングを想定し、ストレスを加味したときのクラス分けされた証券のそれぞれの償還額予定表を引受証券会社がシミュレーションした電子媒体上の計算情報は、証券化募集では投資家との間で双向の対話式の red herrings (予備的田論見書) で利用されるが、将来予測に関するので、SECのセーフ・ハーバー規則によりFWPに含まれない。S-3 Formの募集について、証券化情報及び電子媒体情報の登録と利用に関しては、Reg. A ルール¹⁶⁷及び⁴²⁶に依拠して使われる。FWPが証券化情報及び電子媒体情報だけを含んでいる場合には、FWPの規則に従って情報は登録されることができる。
- (54) 証券法^{10(a)}田論見書に関する、ルール^{40g}が田論見書を定義する。

DODD-FRANK 金融改革法と30年目の証券法開示責任制度の改革

- (55) C&DI: Question 233:06
(56) C&DI: Question 233:07
(57) C&DI: Question 233:05, 233:08
(58) ニューヨーク証券取引所規則
(59) Release Nos. 33-9146; 34-63003; IC-29448; Final rule, Removal From Reg. FD of the Exemption for Credit Rating Agencies (Sept. 29, 2010)
- (60) Exchange Act Release No. 61050 (Nov. 23, 2009), 74 FR 63832 (Dec. 4, 2009)
- (61) 諸業者による証券法の規制 (証券法の規制と監視権). Jennifer O'Hare, Institutional Investors, Registration Rights, and the Specter of Liability Under Section 11 of the Securities Act of 1933, 1996 Wis. L. Rev. 217, 226 n.36 (1996). 諸業者は証券法 (規制) による規制 Marc I. Steinberg, Securities : regulation: liabilities and remedies, 6-5.
- (62) *Merry Lou Shaw v. Digital Equip. Corp.*, 82 F.3d 1194, 1220 (1st Cir. 1996).
- (63) 諸業者による証券法の規制 (証券法の規制と監視権). Todd R. David, Jessica P. Corley, & Ambreen A. Delawalla, Heightened Pleading requirements, Due diligence, Reliance, Loss Causation, and Truth-on-the-market-available defenses to claims under sections 11 and 12 of the securities act of 1933, 11 Transactions: Tenn. J. Bus. L., 53 (2010)
- (64) *In re Flag Telecom Holdings, Ltd. Sec. Litig.*, 411 F.Supp.2d 377, 382 (SDNY 2006)
- (65) *In re Stac Electronics Sec. Litig.*, 89 F.3d 1399, 1405 (9th Cir. 1996) [cert. denied, 520 U.S. 1103 (1997)]
- (66) *Wagner v. First Horizon Pharm. Corp.*, 464 F.3d 1273, 1277 (11th Cir. 2006); *Rombach v. Chang*, 02-7907(L), 02-7933 (XAP) (2d Cir. Jan. 20, 2004). Scott D. Woller, Rombach v. Chang: To 9(b) or not to 9(b), 49 NY L.Sch.L.Rev. 809 (2004)
が、諸業者が本件に付与すべき監視権を行使した場合に、諸業者による証券法の規制 (証券法の規制と監視権) の適用範囲のうちの一部に適用されるべきである。
- (67) *In re NationsMart Sec. Litig.*, 130 F.3d 309, 314, ¶ 13 (8th Cir. 1997). 諸業者による証券法の規制 (証券法の規制と監視権) の適用範囲のうちの一部に適用されるべきである。

Under Section 11 of the Securities Act of 1933, 98 Mich. L. Rev. 2395, n.16, n.28, n.33, n.40, n.44 (June, 2000). Turnquist は本件条文に忠実であるべきもの、証券・鑑識の主張だけを用ひねども高めた基準の適用を認めようとしたが、それがなじみ難く。

(68) クラスアクションの濫訴抑止のための1998年証券訴訟コリファーム基準法 (S.LUCA) は、証券法^{cos.16}に定められた請求について排他的連邦管轄権を創設して^{cos.22(a)}を修正し、取引所に上場するなど特定の証券のクラスアクションにおいては連邦裁判所への移送を認めた。15 U.S.C. ^{cos.17(b)-(c), 77v(a)}. しかしながら証券法^{cos.11}請求がその変更後も移送禁止条項の適用を脱け、かかる適用範囲をぬぐつて、裁判所の見解は割れてしまった。In re Waste Management Sec. Litig., 194 F. Supp. 2d 590, 596 (S.D. Tex. 2002); Brody v. Homestore, Inc., 240 F. Supp. 2d 1122 (C.D. Cal. 2003); Alkow v. TXU Corp., 2003 WL 21056750 (N.D. Tex. May 8, 2003); Hawaii Structural Ironworkers Pension Trust Fund v. Calpine Corp., 03-cv-00714 (S.D. Cal. Aug. 27, 2003).

2005年クラスアクション公正法 (CASA) が制定され、連邦裁判所に移送が許可される州籍相違管轄権の認められない上限（訴額500万ドル超で10人以上の請求者）が広げられた。それによりS.LUCAによつて移送できない証券法請求が、CASAでは移送が認められるかと問題が生じた。

巡回区裁判所で見解が割れた。第9巡回区では、RMBSで証券法^{cos.11}及び^{cos.12(a)(2)}違反を問う事案について、一般原則としてのCASAに対し、裁判所は証券法^{cos.22(a)}の個別条項が限定的に優先するとして、証券法請求の移送を許可しなかった。Luther v. Countrywide Home Loans Servicing LP, 533 F.3d 1031 (9th Cir. 2008). やれとは反対に、第1巡回区の訴訟をもぐる第7巡回区控訴審は、第9巡回区の意見に依拠せよ、その性格決定を脱けて一般原則の優位を認め^{cos.22(a)}がCASAに基づいて証券法請求の移送の障害にはないないと判断した。Katz v. Gerardi, 552 F.3d 558 (7th Cir. 2009). RMBの社債権者の訴えを受理したNew York州裁判所は原則の主張を脱け、連邦地区裁判所への移送を認可した。N.J. Carpenters Vacation Fund v. Harborview Mortgage Loan Trust 2006-4, 581 F. Supp. 2d 581 (SDNY 2008).

(69) 口述述の場合は証券法^{cos.27}の取引所法^{cos.27}を修正し、の間に連邦地区裁判所で起りした訴えあることは手続きで、審

既に譲りの出店や転居・物語の提出を強いる形態は米国では法律で認められなければならないべきだ。参考。

- (70) rescissionary damages は 3 ハザード Mark W. Zeno, Securities law — consideration of tax benefits in private damage actions under rule 10b-5 — Salcer v. Envicon equities, 744 f.2d 935 (2d Cir. 1984), 88-2 Western N.E. L.Rev. 275, 291 (1986).

- (71) Gustafson v. Alloyd Co. 原告は、購入者は 12(a)(2) に従い取消権があるとして取消を求めた。 115 S.Ct. 1061 1071 (1995). Peter V. Letsou も、契約で 12(a)(2) 違反の補償上限額を予め定めていたが、不実表示を原因とする訴訟が開始された。 その表明が争われたので、意味を持たない、金額の還付が求められた。¹⁹ The Scope of Section 12 (2) of the Securities Act of 1933: A Legal and Economic Analysis, 45 Emory L.J. 95, 140-141, n.227 (1996).

- (72) Financial Standards Accounting Board の Statement 157

- (73) 藤井眞理子・竹本達太, 証券化の金融危機—アコムのコロコロスク特集の論点、金融立・金融研究セミナー・リースカッハーベルグ(2009.3.5)

- (74) 十分な口頭や書面、郵便封筒による虚偽表示で、譲渡当初から保証金が無く、譲渡規格を欠いて契約違反として論べる Luther v. Countrywide Home Loans Servicing L.P. et al., BC380698 (Calif. Super. Ct., Nov. 2007 filed); Plumbers' Union Local No 12 Pension Fund v. Nomura Asset Acceptance Corp. et al., 08-0544 BLG (Mass. Super. Ct., Jan. 2008 filed); Luminent Mortgage Capital Inc. v. Merrill Lynch, 2, 2007 cv05423 (E.D.Pa., Dec. 2007 filed); City of Ann Arbor Employees' Retirement System v. Citigroup Mortgage Loan Trust, et al., 08Civ1418 (EDNY Mar. 2008 filed). キャットハーベルグの上記の論述は、虚偽表示をめぐる一連の論議をまとめたものだ。 著者 Bethel, Jennifer E.; Ferrell, Allen; and Hu, Gang, "Law and Economics Issues in Subprime Litigation," Har. L. Sch., John M. Olin Cent. for L. Econ. and Bus. Discuss. Paper Ser. 612 (Mar. 2008) & Table I (pp.67-72) によると、2000 年代初頭の虚偽表示のみの論議は、2001 年度の虚偽表示による問題が最も多かった。 一方で、2007 年度の虚偽表示による問題は、2008 年度の虚偽表示による問題よりも多くなる。²⁰ 参照。

¹⁹ Greenwich Fin. Serv. Distressed Mortgage Fund 3 LLC v. Countrywide Financial Corp., et al., 650474/2008 (Sup. Ct. NY County, Oct. 2010) も、虚偽表示を理由とする虚偽表示の賠償請求ではなく、キー・キー・セーフティの表明保証条項

の契約違反によるローンの買取りを求めた事例で、証券ではなく、証券化信託財産の譲渡の解約を選択した。

- (15) Del. Code. Ann. tit. 8, § 102 (b) (7) (2009) の譲り受けた Robert T. Miller, Lyondell Chemical Co. v Ryan: The duty of good faith comes to Revlon-Land, 111 Engage, 14, (Mar. 2010)

(16) *Herman & MacLean v. Huddleston*, 459 U.S. 375, 382 (1983).

(17) *In re The Walt Disney Company Deriv. Litig.*, No. 15452, 2004 Del. Ch. LEXIS 132 (Del. Ch. Sept. 10, 2004)

(18) 私募発行では譲り受けた記載事項を含む証券契約書の prospectus に従って、株式の回数の Offering Memorandum (offering circular と呼ばれることもある) を提出する。概要は主に特徴の説明と投資家に対する説明である。

(19) *Metromedia Co. v. Fugazy*, 983 F.2d 350, 361 (2d Cir.1992); *Pacific Dunlop Holdings, Inc. v. Allen & Co.*, 993 F.2d 578, 587 (7th Cir.1993). 型の開拓地図を記載する匡欄の算定だ。

(20) *Gustafson v. Alloyd Co.*, 513 U.S. 561 (1995). 刑事法規について石田真輔「一九九〇年証券法改正条文解説『四編』」の解説

(21) Gustafson 判決では、株式の売買契約に、表明保証された会社の財務情報に虚偽記載があったとして原告側の請求を了承してい
る。売買契約が広く配布された証券契約書には新たな法規約定として、回調査を義務化した。513 U.S. at 567, 571, 579, 584.

(22) 私募の offering memorandum が公募にあたりかねへんの事実認定による。Dean G. Vanest v. Rutty & Co., 960 F. Supp. 651 (WDNY 1997). *In re Retco, Securities Litig.*, plaintiff's memo. of law, 05 Civ. 8626 (SDNY 2005) は社債の offering memorandum の四編回数を含むとしていた。Id. at 51.

(23) Elliott J. Weiss, Securities Act Section 12 (2) after Gustafson v. Alloyd Co: what questions remain? 50 Bus. Law. 1209-29 (1995); Stephen M. Bainbridge, Securities Act Section 12 (2) After the Gustafson Debacle, 50 Bus. Law. 1231 (Aug. 1995); Ted J. Fifis, Gustafson v. Alloyd Co., Judicial vs. Legislative Power, 23 Sec. Reg. L.J. 423 (1996). 審査は原則として監視の體で、大半の誤解が罰せられ、Thomas & Ginsburg 判事の意見は、厳しく批判が放たかれた。513 U.S. at 596 (24) Natasha Guinan, Nearly a decade later: Revisiting Gustafson and the Status of Section 12 (a) (2) liability in the courts? Creative judicial developments and a proposal for reform, 72 Fordham L. Rev. 1053 (2004). すべての指摘は Gustafson

判例の異様な指摘しながらも、それに拘束された。Yung v. Lee BDO BDO BDO LLP, 04-3130 CV (L), 04-3320 CV (XAP) (2d Cir. 2005) は、会計士のネグリジョンスに関する、私募の募集合意が如何なるか論見書の配布義務もない、田端見書による証券販売に当たる、SDNY(2)救済の権利を認める事実の証明がなして請求棄却した。

(55) *Sloane Overseas Fund Ltd. v. Sapiens International Corp.*, 941 F. Supp. 1369 (SDNY 1997) は、証券法の12(a)(2)責任の適用範囲を拡張し、SDNY 1993年 Ralston Purina 判例が確立した公募の基準が何かを探しだそうとするなか、準公募概念をひからだしてこの点で突出しておらず、他の裁判では、ルール14A募集が12(a)(2)責任を服むないと判決している。Peter Letsou は証券法の12(a)(2)責任を研究し、田端見書記載情報について、公募されたか並つかではなく、1993年 Ralston Purina 判例が確立した自身で防衛戦闘 (fend for themselves) が、他の公募か否かでSDNYの救済を再構成すべく拡張した。The Scope of Section 12 (2) of the Securities Act of 1993, supra note. 図に拡張は Janet E. Kerr, Ralston Redux: Determining Which Section 3 Offerings Are Public Under Section 12(2) After Gustafson, 50 SMU L. Rev. 175 (1996).

(56) *In re WorldCom, Inc. Securities Litigation*, 346 F. Supp. 2d 628 (SDNY 2004) は、社債発行にかかる引受け証券会社の証券法のDD抗弁（登録開示文書が重大な誤りのうり正確であれども、これをもとに積極的に信じられる）以下のうりの基準を検討するが、それまで40年間の第2巡回管轄（証券会社の本拠地や営業のなむる New York を含む）の地区裁判所の先例となつていた解釈法理を補い、*Escot v. Bar-Chris Construction Co.*, F. Supp. 643 (SDNY 1968); *Phillips v. Kräder, Peabody & Co.*, 933 F. Supp. 303, 318-19 (SDNY 1996); *Ades v. Deloitte & Touche*, 90 Civ. 4959 (RWS), 1993 WL 362364, **20-21 (SDNY Sep. 17, 1993). In re WorldCom は、専門家意見、非専門家意見、専門家の同意外の報知、ロットホール・レターに關して、発行者データの検証にあたり何が注意のある調査か、DD調査の立証のためのDD報告文書の作成の（証明負担）義務と証券発行後のDD文書の3年保存期間、DD調査の主幹事への委託について示した。判決では、引受け証券会社は自らが正確性について注意をもつた調査をしないで、ロットホール・レターや未監査財務諸表にただ依拠するだけでは、DD抗弁の成立を認められず、監査済み財務諸表にひいて正確性について調査すべき注意義務を喚起する赤旗が上がつてゐる限り、盲目的な信頼の抗弁は成立しない。In WorldCom, at 672, 677. 裁判所は非

専門家意見について、専門家意見がどうかで線引きしない証券法⁴³⁶12(a)(2)で求められる注意義務抗弁は⁴³⁷11抗弁より緩く、注意のある調査まで求められないと述べ、reasonable careとreasonable investigationを分けた。⁴³⁸ Id. at 663. ルール436(c)は未監査の財務情報項目の報告は専門家意見ではなくて定める(17C.F.R. ⁴³⁹23 436(c))。

迅速に資本市場にアクセスできるように公募の準備に必要な時間と費用を削減するため、シェルフによる一括登録及び参照情報の組み入れにより短い開示メカニズムが利用されるようになり、状況によって証券法と取引所法の開示義務を分ける意味が薄れ、統合する契機が生まれていた。SECはやった変更で引受け会社が従来数週間を費やしていたDD調査にかけられる時間が限られ影響が及ぶことを認識した(SEC Rel. 6335, 1981 WL 31062.)。やへした懸念のなかSECは1981年ルール⁴⁴⁰176を導入し、証券法⁴⁴¹(b)使われる信じたための注意のある調査や注意の根拠が何であるかを決定するに關係する状況が何を言うかを明確にしようとしたが、引受け会社のDD義務の基本的性格の高い基準を変更する意図はなかった(Ref. 6335)。他方のSECはシールフ登録を導入するや、短い様式の利用を認められる登録者のDD調査の方法がそれ以外の状況の調査と異なることを認めた(SEC Rel. 6499, 1983 WL 408321)。裁判所はルール⁴⁴²176の解釈にのべて求められてこなかった。Donald C. Langevoort, Deconstructing Section 11: Public Offering Liability in a Continuous Disclosure Environment, 63 Law & Contemp. Probs. 45, 65 (2000). 申請書ハーフ登録の時間的制約で、証券会社に伝統的なケーブルキー方式の役割を期待できないが如く。John C. Coffee, Jr., Brave New World? The Impact (s) of the Internet on Modern Securities Regulation, 52 Bus. Law. 1195, 1211 (1997). 既に証券会社は、証券法⁴⁴³に基づき、伝統的DD、DD抗弁、シェルフ登録や短い様式の影響による法理の変動⁴⁴⁴Worldcom事件の分析は、Joseph K. Leahy, What due diligence dilemma? Re-envisioning underwriter' continuous due diligence after Worldcom, 30 Cardozo L.Rev. 2001 (2009)

(436) 証券法¹¹(e)、証券が他の理由による価値が下落したことを証明する消極的抗弁も認められぬ。